

水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収にご協力ください。

水銀は有害な物質であり、環境に排出されると大気や水を通じて健康被害や環境汚染をもたらすおそれがあるため、水銀の環境への排出を削減する世界的な取り組みが必要となっていることから、平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、92 か国が条約への署名を行いました。

この条約を踏まえ、「水銀汚染防止法」が平成 27 年 6 月に公布され、市町村には水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講じる旨の努力義務が規定されました。

長生郡市では、家庭から排出される水銀式の体温計・血圧計・温度計を市町村役場の環境衛生担当課の窓口において回収することにより、適正排出と資源化の拡充を図ります。

回収方法

1. 回収品目

水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

※電子式など水銀を使用していないものは対象外です。燃えないごみとして排出してください。

※事業活動に伴うものは対象外です。

2. 回収窓口

茂原市役所 環境保全課

一宮町役場 事業課

睦沢町役場 産業振興課

長生村役場 下水環境課

白子町役場 環境課

長柄町役場 建設環境課

長南町役場 建設環境課

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課

3. 業務時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日は休み

4. 出し方

購入時のケースに入れるか、ビニール袋に入れてください。

5. 回収された水銀使用製品の処理

回収後は長生郡市広域市町村圏組合から水銀のリサイクル施設に運搬され、適正に処理を行います。